

羽曳野市総合教育会議の傍聴に関する要綱（案）

制 定 平成 年 月 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、羽曳野市総合教育会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の資格）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、羽曳野市に居住し、かつ、選挙権を有する者でなければならない。ただし、市長が特に傍聴を認めた者は、この限りでない。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴人の定員は、10 人とする。

2 会議を傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合にあっては、先着順により受付けるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（傍聴の承認）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、羽曳野市総合教育会議傍聴承認願（様式第 1 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が前項の承認を受けたときは、羽曳野市総合教育会議傍聴承認証（様式第 2 号）の交付を受け、係員の指示により指定の席につかなければならない。

（傍聴承認証の返還）

第 5 条 傍聴人は、議場を退場しようとする時は、係員に傍聴承認証を返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他危険なものを持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 傍聴席への出入は、静粛にすること。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) すべて係員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第9条 傍聴人は、次の場合においては、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴を禁止したとき。
- (2) 退場を命ぜられたとき。

2 傍聴人は、非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。